

令和8年度 弘前市介護サービス事業者等集団指導

【全サービス共通①】

令和8年5月

弘前市福祉部福祉総務課指導監査係

3 令和7年度運営指導の主な指摘事項

令和7年度運営指導の実施状況について

1 実施期間

令和7年6月12日から令和8年1月29日

2 実施対象サービス

- ・地域密着型通所介護
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防支援
- ・居宅介護支援
- ・通所介護相当サービス、生きがい型デイサービス
- ・訪問介護相当サービス、生活支援サービス

3 令和7年度運営指導の主な指摘事項

令和7年度運営指導の実施状況について

○介護福祉課自立・包括支援係所管

※実施件数の合計は運営指導を実施した事業所数と一致しません。

サービス区分	実施 件数	要改善報告 対象事業所数	要改善 報告件数	要事業支給 費返還事業 所数	監査 実施数
訪問介護相当サービス	8	5	11	1	0
生活支援サービス	8	6	12	2	0
通所介護相当サービス	8	4	13	2	0
生きがい型デイサービス	10	5	9	1	0
合計	34	20	45	6	0

3 令和7年度運営指導の主な指摘事項

令和7年度運営指導の実施状況について

○介護福祉課介護事業係所管

※実施件数の合計は運営指導を実施した事業所数と一致しません。

サービス区分	実施 件数	要改善報告 対象事業所数	要改善 報告件数	要介護報酬 返還事業所 数	監査 実施数
地域密着型通所介護	2	1	9	1	0
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	2	1	7	1	0
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	8	3	9	1	0
介護予防支援	4	1	2	0	0
居宅介護支援	13	6	15	5	0
合計	29	12	42	8	0

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(1)事業支給費返還 ◆介護福祉課自立・包括支援係所管

【訪問介護相当サービス・生活支援サービス】

- ・初回加算
- ・特定地域加算
- ・介護職員等処遇改善加算

【通所介護相当サービス・生きがい型デイサービス】

- ・人員基準欠如
- ・定員超過
- ・個別機能訓練加算・生活機能向上連携加算

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(1) 介護報酬返還 ◆介護福祉課介護事業係所管

【地域密着型通所介護・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

- ・若年性認知症利用者受入加算
- ・初期加算
- ・協力医療機関連携加算
- ・医療連携体制加算
- ・サービス提供体制加算
- ・個別機能訓練加算

【居宅介護支援・介護予防支援】

- ・居宅介護支援費（運営基準減算）
- ・同一建物減算
- ・退院・退所加算

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(1) 虐待の防止

＊サービスにより、運営に関する基準を満たしていない場合は虐待防止措置未実施減算

(2) 業務継続計画

＊サービスにより、運営に関する基準を満たしていない場合は業務継続計画未策定減算

(3) 身体的拘束等の適正化のための対策

＊サービスにより、運営に関する基準を満たしていない場合は身体拘束廃止未実施減算

(4) 衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための対策）

(5) 各種加算及び減算に係る記録、サービス提供記録

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

介護予防・日常生活支援総合事業

サービス種別		虐待の防止					業務継続計画（感染症・災害に係る事業計画）					感染症の予防及びまん延の防止のための対策				
		高齢者虐待防止未実施減算 【塗りつぶし部分をみたとしていなければ減算】					業務継続計画未策定減算 【塗りつぶし部分をみたとしていなければ減算】									
		委員会・従業者周知	研修	新規採用	指針	担当者	研修	新規採用	訓練	計画策定	見直し	委員会・従業者周知	研修	新規採用	訓練	指針
介護予防・日常生活支援総合事業	訪問介護相当サービス	定期的	1回以上/1年	要	要	要	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要	要	1回以上/6月	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要
	生活支援サービス	定期的	1回以上/1年		要	要	1回以上/1年		1回以上/1年	要	要	1回以上/6月	1回以上/1年		1回以上/1年	要
	通所介護相当サービス	定期的	1回以上/1年	要	要	要	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要	要	1回以上/6月	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要
	生きがい型デイサービス	定期的	1回以上/1年		要	要	1回以上/1年		1回以上/1年	要	要	1回以上/6月	1回以上/1年		1回以上/1年	要
	介護予防ケアマネジメント	定期的	1回以上/1年	要	要	要	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要	要					

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

地域密着型サービス（い）【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護】

サービス種別		虐待の防止					業務継続計画（感染症・災害に係る事業計画）					感染症の予防及びまん延の防止のための対策				
		高齢者虐待防止未実施減算 ＊塗りつぶし部分をみたしていなければ減算					業務継続計画未策定減算 ＊塗りつぶし部分をみたしていなければ減算									
		委員会・ 従業者周知	研修	新規採用	指針	担当者	研修	新規採用	訓練	計画策定	見直し	委員会・ 従業者周知	研修	新規採用	訓練	指針
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的	1回以上/ 1年	要	要	要	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要	要	1回以上/ 6月	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要
	地域密着型通所介護	定期的	1回以上/ 1年	要	要	要	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要	要	1回以上/ 6月	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要
	（介護予防）認知症対応型通所介護	定期的	1回以上/ 1年	要	要	要	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要	要	1回以上/ 6月	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

地域密着型サービス（ii）【（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護】

サービス種別		身体的拘束等の適正化のための対策				虐待の防止					業務継続計画（感染症・災害に係る事業計画）					感染症の予防及びまん延の防止のための対策				
		身体拘束廃止未実施減算 ＊塗りつぶし部分をみたとしていなければ減算				高齢者虐待防止未実施減算 ＊塗りつぶし部分をみたとしていなければ減算					業務継続計画未策定減算 ＊塗りつぶし部分をみたとしていなければ減算									
		委員会・ 従業者周知	研修	新規採用	指針	委員会・従 業者周知	研修	新規採用	指針	担当者	研修	新規採用	訓練	計画策定	見直し	委員会・ 従業者周知	研修	新規採用	訓練	指針
地域密着 型サービ ス	（介護予 防）小規 模多機能 型居宅介 護	1回以上/ 3月	2回以上/ 1年	要	要	定期的	1回以上/ 1年	要	要	要	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要	要	1回以上/ 6月	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要
	（介護予 防）認知 症対応型 共同生活 介護	1回以上/ 3月	2回以上/ 1年	要	要	定期的	2回以上/ 1年	要	要	要	2回以上/ 1年	要	2回以上/ 1年	要	要	1回以上/ 6月	2回以上/ 1年	要	2回以上/ 1年	要
	地域密着 型介護老 人福祉施 設入所者 生活介護	1回以上/ 3月	2回以上/ 1年	要	要	定期的	2回以上/ 1年	要	要	要	2回以上/ 1年	要	2回以上/ 1年	要	要	1回以上/ 3月	2回以上/ 1年	要	2回以上/ 1年	要
	看護小規 模多機能 型居宅介 護	1回以上/ 3月	2回以上/ 1年	要	要	定期的	1回以上/ 1年	要	要	要	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要	要	1回以上/ 6月	1回以上/ 1年	望ましい	1回以上/ 1年	要

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

居宅介護支援・介護予防支援

サービス種別		虐待の防止					業務継続計画（感染症・災害に係る事業計画）					感染症の予防及びまん延の防止のための対策				
		高齢者虐待防止未実施減算 ＊塗りつぶし部分をみたとしていなければ減算					業務継続計画未策定減算 ＊塗りつぶし部分をみたとしていなければ減算									
		委員会・ 従業者周知	研修	新規採用	指針	担当者	研修	新規採用	訓練	計画策定	見直し	委員会・従業者周知	研修	新規採用	訓練	指針
居宅介護支援	居宅介護支援	定期的	1回以上/1年	要	要	要	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要	要	1回以上/6月	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要
	介護予防支援	定期的	1回以上/1年	要	要	要	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要	要	1回以上/6月	1回以上/1年	望ましい	1回以上/1年	要

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(1) 虐待の防止 ※サービスにより減算対象

①委員会の定期的な開催とその結果の介護職員、介護従業者、その他の従業者への周知

(「他の会議体と一体的に運営すること、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない」とされています。)

②研修の定期的な実施

委員会と結果の従業者周知、研修の実施を項目ごとに記録

(一体的に実施している場合においても、虐待防止に関する委員会とその結果の周知、研修を定期的に実施していることがわかるように記録を作成・保存)

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(2) 業務継続計画 ※サービスにより減算対象

業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置（研修及び訓練）を講じること

①研修の実施

（「感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない」とされています。）

②訓練の実施

（「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施すること」「非常災害対策に係る訓練と一体的に実施すること」も差し支えないとされています。）

研修、訓練の実施を項目ごとに記録

（一体的に実施している場合においても、業務継続計画に係る研修及び訓練として実施していることがわかるように記録）

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(3) 身体的拘束等の適正化のための対策

【全サービス共通】

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(3) 身体的拘束等の適正化のための対策

【地域密着型サービス（ii） ※減算対象】

- ①委員会の開催とその結果の介護職員、介護従業者、その他の従業者への周知
（「他の会議体と一体的に運営すること、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない」とされています。）

②研修の実施

委員会の開催（3月に1回以上）とその結果の従業者周知、研修の実施を項目ごとに記録（一体的に実施している場合においても、身体的拘束等の適正化に係る委員会と結果の周知、研修を実施していることがわかるように記録）

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(4) 衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための対策）

委員会の開催とその結果の介護職員、介護従業者、その他の従業者への周知（「他の会議体と一体的に運営すること、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない」とされています。）

①研修の実施

②訓練の実施

**委員会とその結果の周知、研修、訓練の実施を項目ごとに記録
（一体的に実施している場合においても、項目ごとの委員会と結果の周知、研修、訓練を実施していることがわかるように記録）**

3 令和7年度運営指導における主な指摘事項

主な指摘事項について

(5) 各種加算及び減算に係る記録及びサービスの提供の記録

指導時に記録が確認ができない場合、改善報告書の提出や自主点検の実施、または介護報酬の過誤調整を要することがあります。

要件を確認するとともに、**全ての要件に適合していることがわかるように記録**を工夫し、保存してください。

根拠法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）
- ・弘前市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日弘前市条例第17号）
- ・弘前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月16日弘前市条例第10号）
- ・弘前市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年3月19日弘前市条例第8号）
- ・弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- ・弘前市介護予防・日常生活支援総合事業の指定訪問介護相当サービス並びに指定通所介護相当サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
- ・弘前市指定生活支援サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
- ・弘前市指定生きがい型デイサービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

視聴後の回答期限

回答期限

令和8年5月18日（月）
～ 6月5日（金）



該当するサービスの資料をすべて視聴してから、
「受講状況の回答について」に従って、回答をお願いします。